

議第 3 号 議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日 提出

市会運営委員会

委員長 梶 村 充

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決（議決年月日 平成23年5月17日）の一部を次のように改正する。

「

| | | |
|--|--|-------|
| 大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会 | 大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。 | 1 2 人 |
| 基 地 対 策 特 別 委 員 会 | 米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。 | 1 2 人 |
| 新 市 庁 舎 に 関 する 調 査 特 別 委 員 会 | 関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。 | 1 2 人 |
| 減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会 | 減災及び防災対策の推進に関すること。 | 1 3 人 |
| 孤 立 を 防 ぐ 地 域 づ くり 特 別 委 員 会 | 身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。 | 1 2 人 |
| 観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会 | M I C E の 推 進、国 際 コ ン テ ナ 戦 略 港 湾 の 推 進、国 際 戦 略 総 合 特 区 の 推 進、文 化 ・ 芸 術 等 の 大 規 模 集 客 イ ベ ン ト の 開 催 に 関 す る こ と。 | 1 3 人 |

」

を

「

| | | |
|-------|---------------------------|--|
| 大 都 市 | 大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応 | |
|-------|---------------------------|--|

| | | |
|-------------------------------|--|-----|
| 行財政制度 特別委員会 | する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。 | 15人 |
| 基地対策 特別委員会 | 米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。 | 15人 |
| 新市庁舎に 関する調査 特別委員会 | 関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。 | 14人 |
| 減災対策推進 特別委員会 | 減災及び防災対策の推進に関すること。 | 14人 |
| 孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会 | 身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。 | 14人 |
| 観光・ 創造都市・ 国際戦略 特別委員会 | MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。 | 14人 |

」

に改める。

提 案 理 由

大都市行財政制度特別委員会、基地対策特別委員会、新市庁舎に関する調査特別委員会、減災対策推進特別委員会、孤立を防ぐ地域づくり特別委員会及び観光・創造都市・国際戦略特別委員会の委員の定数を変更するため、横浜市会特別委員会設置議決の一部を改正したいので提案する。

横浜市会特別委員会設置議決

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

| 委員会の名称 | 付 議 事 件 | 委員 定数 | 委員長及び 副委員長 | 期 間 |
|---------------------------------|--|------------|-------------------|---|
| 大 都 市 行財政制度 特別委員会 | 大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。 | 15人 12人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | 議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。 |
| 基 地 対 策 特別委員会 | 米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。 | 15人 12人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | |
| 新市庁舎に 関する調査 特別委員会 | 関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。 | 14人 12人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | |
| 減災対策推進 特別委員会 | 減災及び防災対策の推進に関すること。 | 14人 13人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | |
| 孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会 | 身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。 | 14人 12人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | |
| 観 光 ・ 創造都市・ 国際戦略 特別委員会 | MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。 | 14人 13人 | 委員長 1人 副委員長 2人 | |

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。